

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
金融商品取引法	金商法
企業内容等の開示に関する内閣府令	開示府令
企業内容等の開示に関する留意事項について	開示ガイドライン

	コメントの概要	金融庁の考え方
	●開示府令	
1	金商法第 15 条第 1 項は、届出の効力発生前の取引禁止を規定しているところ、当該新株予約権無償割当てがその効力を生じる日（会社法第 279 条第 1 項第 3 号）をもって、金商法第 15 条第 1 項に規定する「取得」と考えているのか、あるいは、当該新株予約権無償割当てに係る会社法に基づき設定された割当基準日をもって、同項に規定する「取得」と考えているのか（いずれの時点までに届出の効力が発生していればよいのか）。	株主に対する新株予約権の割当ては、株主による新株予約権証券の「取得」に該当するものと考えられます。このため、当該新株予約権無償割当てに係る権利割当日（基準日の翌日）までには、届出の効力が生じている必要があります。
2	新株予約権無償割当ての対象となる株主を決定するための基準日公告（会社法第 124 条第 3 項）は、勧誘行為には該当しないと考えてよいのか。これが勧誘行為に該当すると、公告日までに有価証券届出書等を提出することが必要となり、期間を短縮した意味が大きく損なわれることになる。	新株予約権無償割当てに係る基準日公告には株主が行使することができる権利の内容が含まれることから、当該基準日公告は株主に対する新株予約権証券の取得の勧誘に該当するものと考えられます。このため、当該基準日公告を行うときまでに、当該新株予約権無償割当てに係る有価証券届出書を提出する必要があります。
3	外国会社によるライツ・オファリングには適用がないと読めるので、外国会社においても適用がある旨明示してほしい。 なお、外国会社については、上場を伴わないPOWL(Public Offering without Listing)による株券の募集・売出しの事例が多数あるが、そのような会社について新株予約権証券の上場を期待するのは酷なので、外国会社については上場要件を不要としてもらえないか。	今般の改正は、ライツ・オファリングに係る新株予約権証券が取引所金融商品市場に上場され、株主に割り当てられた新株予約権証券の売買が可能となる場合に限り、新株予約権無償割当てに係る有価証券届出書の提出について、権利割当日の 25 日前から短縮し、通常の有価証券届出書と同様の 15 日前としたものです。このため、新設した規定の適用は、会社法第 277 条に規定する新株予約権無償割当てに係る新株予約権証券に限定することとしました。したがって、外国会社の新株予約権証券については、この規定は適用されません。

●開示ガイドライン		
4	開示ガイドライン7-7においては、「届出の効力が生じた後、申込みが確定するときまでに」何らかの事由が生じた場合には自発的訂正が必要であると記載されているところ、新株予約権はその割当ての時に権利の取得が生じるので、割当時点以降、割り当てられた新株予約権の権利行使期間が開始する前に、訂正届出書の提出事由となり得る事由（例えば、参照方式で有価証券届出書を提出していた場合において、発行会社が四半期報告書を提出したとき）が生じたとしても、「申込みが確定するときまで」には当たらず、訂正届出書の提出は不要との理解でよい。	開示ガイドライン7-7は、届出の効力が生じた後、申込みが確定するときまでの間に投資判断に重要な影響を及ぼすような事由が生じた場合に、有価証券届出書を訂正し、申込みを行う投資者に情報が提供される必要があることを明示しようとするものです。 新株予約権証券についての投資判断は、形式的な新株予約権証券の割当てではなく、割当てを受けた新株予約権を行使し、払込金を払い込む際に行われるものと考えられることから、訂正届出書の提出事由となり得る事由が生じた場合には、実質的な投資判断を正確に行うために必要となる重要な情報を提供するとの法の趣旨に基づき、訂正届出書の提出は必要であると考えられます。
5	届出者が、金商法第5条第3項に掲げる要件を満たす者である場合（組込方式）又は同条第4項各号に掲げるすべての要件を満たす者である場合（参照方式）には、金商法第8条第3項及び開示ガイドライン8-1により、権利割当日の25日前から短縮され、通常の届出書と同様に7日前になるとの理解でよい。	金商法第5条第3項（組込方式）又は第4項（参照方式）の規定は、金商法第4条第1項から第3項までの規定による届出をしようとする場合についてのみ適用されるものであり、金商法第4条第4項が適用される株主割当の場合は適用されません。したがって、金商法第5条第3項に掲げる要件を満たす者又は同条第4項各号に掲げるすべての要件を満たす者であっても、株主割当を行う場合には、有価証券届出書を権利割当日の25日前までに提出する必要があります。 一方、今般の改正により新設した開示府令第3条第5号をはじめ、開示府令第3条各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合は、金商法第4条第4項の規定は適用されないことから、それぞれの要件を満たすときには組込方式又は参照方式の有価証券届出書を提出することができます。この場合には、開示ガイドライン8-1により、これらの有価証券届出書を受理した日からおおむね7日を経過した日にその効力が発生するよう取り扱うことができるとされています。
6	「当該新株予約権無償割当ての相手方」とは、新株予約権無償割当てに係る割当基準日における最終の株主名簿に記載又は記録され	開示ガイドライン15-6の「当該新株予約権無償割当ての相手方」とは、株式会社が株主名簿に記録し、又は記録した当該株主に対

	た株主のうち、会社法第 279 条第 2 項の規定による通知（以下「割当通知」という。）を受理した者との理解でよい。例えば、割当通知が宛先不明等で返送されてしまった者は含まず、当該宛先不明等の株主については、金商法第 15 条第 2 項との関係では、当該新株予約権無償割当てに係る新株予約権証券を「取得していない」ものと取り扱ってよい。	し会社法第 279 条第 2 項の規定による通知を行った者であると考えられます。なお、会社法上、株式会社が株主に対してする通知等は、株主名簿に記録し、又は記録した当該株主の住所にあてて発すれば足りることとされています（会社法第 126 条第 1 項等）。
7	金商法第 15 条第 2 項ただし書の規定に基づき、当該各号に掲げる者（適格機関投資家又は目論見書の交付を受けないことについて同意した第 2 号各号に掲げる者をいう。以下同じ。）に対して目論見書を交付しなかったときに、当該各号に掲げる者が、当該各号括弧書の規定に基づき、目論見書の交付請求を行った場合において、同項本文に掲げる者が目論見書交付義務を負うのは、当該各号に掲げる者が割当通知を受理するときまでの理解でよい。	開示ガイドライン 15-6 により、新株予約権無償割当てに係る目論見書は、会社法第 279 条第 2 項の規定による通知を受理した日に当該新株予約権証券の取得が行われるものとして、あらかじめ又は同時に交付しなければならないこととされています。このため、当該新株予約権無償割当てにおいて、金商法第 15 条第 2 項に規定する者が目論見書交付義務を負うのは、会社法第 279 条第 2 項の規定による割当通知を受理したときまでであると考えられます。
8	新株予約権無償割当ての相手方が、割当通知（及び同時に発送された金商法第 15 条第 2 項の規定に基づく目論見書）を受理した日以後は、当該新株予約権無償割当てに関して提出された有価証券届出書に関して、開示ガイドライン 7-7 本文による「申込みの確定」があったものとの解釈（又は同但書きの規定）により、金商法第 9 条又は第 10 条の規定による訂正命令があった場合を除き、基本的には、同法第 7 条の規定による訂正届出書を提出する必要はなく、また、訂正届出書が提出されていない場合においては、同法第 15 条 4 項の規定による目論見書の訂正事項分が交付されることもないとの理解でよい。	開示ガイドライン 7-7 は、届出の効力が生じた後、申込みが確定するときまでの間に投資判断に重要な影響を及ぼすような事由が生じた場合に、有価証券届出書を訂正し、申込みを行う投資者に情報が提供される必要があることを明示しようとするものです。 新株予約権証券についての投資判断は、形式的な新株予約権証券の割当てではなく、割当てを受けた新株予約権を行使し、払込金を払い込む際に行われるものと考えられることから、訂正届出書の提出事由となり得る事由が生じた場合には、実質的な投資判断を正確に行うために必要となる重要な情報を提供するとの法の趣旨に基づき、訂正届出書の提出は必要であると考えられます。